

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正（第一条関係）

一 平成二十七年度において、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、その額の二分の一を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、被用者保険等保険者に含まれる厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に対する国庫補助の特例を設けること。

二 平成二十七年度において、国民健康保険組合の組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額の二分の一に対する国庫補助割合について、国民健康保険組合の財政力を勘案したものとするため、国庫補助の特例を設けること。

第二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部改正（第二条及び第三条関係）

平成二十七年度及び平成二十八年度において、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、平成二十七年度は二分の一を、平成二十八年度は三分の二を標準報酬総額に応じた負担とする

ことに伴い、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令について、所要の規定の整備を行うこと。

第三 平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の一部改正（第四条関係）

平成二十七年度において、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、その額の二分の一を標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日（附則関係）

この政令は、公布の日から施行すること。